

平成20年第2回豊後高田市議会定例会会議録(第3号)

## 議事日程〔第3号〕

6月18日(水曜日)午前10時 開会

開議宣告

- 日程第1 第42号議案から第53号議案まで  
及び第1号報告から第3号報告までに  
ついて委員長報告  
(質疑・討論・表決)
- 日程第2 第54号議案上程  
(提案理由説明・質疑・討論・表決)
- 日程第3 第55号議案上程  
(提案理由説明・質疑・討論・表決)
- 日程第4 第56号議案上程  
(提案理由説明・質疑・討論・表決)
- 日程第5 第57号議案上程  
(提案理由説明・質疑・討論・表決)
- 日程第6 第58号議案上程  
(提案理由説明・質疑・討論・表決)

## 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

## 出席議員(22名)

- 1 番 近藤 紀 男  
2 番 成重 博文  
3 番 安達 隆  
4 番 尾上 真一  
5 番 山田 秀夫  
6 番 松本 博彰  
7 番 中山田 健晴  
8 番 河野 徳久  
9 番 明石 光子  
10 番 土谷 力  
11 番 村上 和人  
12 番 鷺海 政幸  
13 番 後藤 龍太郎  
14 番 安東 正洋  
15 番 北崎 安行  
16 番 川原 直記  
17 番 河野 正春  
18 番 山本 博文  
19 番 菅 健雄  
20 番 堂園 慶吾

21 番 徳永 浄

22 番 大石 忠昭

## 欠席議員(0名)

## 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局 長 増田 正義  
議事係 長 清水 栄二  
書 記 安藤 雅俊  
書 記 近藤 浩二

## 説明のため議場に出席した者の職氏名

市 長 永松 博文  
副 市 長 都甲 昌勲  
会計管理者兼市参事兼会計課長  
尾形 雄治  
市参事兼総務課長 佐藤 良雄  
市参事兼真玉市民センター長  
山田 泰憲  
市参事兼香々地市民センター長  
安東 洋義  
市参事兼環境課長 水江 義和  
市参事兼消防長 福光 博文  
企画情報課長 中嶋 栄治  
財政課長 野村 信隆  
税務課長 尾造 正直  
市民課長 河野 英男  
保険年金課長 南松 豊久  
子育て・健康推進課長 岩永 澄雄  
商工観光課長 桑原 茂彦  
農林振興課長 井上 晃一  
農地整備課長 後藤 則隆  
建設課長 河野 義雄  
下水道課長 佐當 公夫  
水道課長 甲斐 好信  
人権・同和对策課長 安東 正洋  
監査委員事務局長 安東 道男  
総務法規・秘書係長 飯沼 憲一  
総務課主任 近藤 毅

## 教育庁

教 育 長 河野 潔  
総 務 課 長 奥田 秀穂

6月18日

学校教育課長 早田 義司郎

議長（中山田健晴君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

議長（中山田健晴君） 日程第1、第42号議案から第53号議案まで及び第1号報告から第3号報告までを一括議題といたします。

これより委員長の報告を求めます。

総務委員長山本博文君。

総務委員長（山本博文君） おはようございます。  
総務委員長報告を行います。

去る6月12日、総務委員会を開会し、本会議から付託されました議案5件及び報告1件の審査を終了いたしましたので、その結果を報告いたします。

第42号議案、平成20年度豊後高田市一般会計補正予算（第1号）の内、本委員会に付託された部分ですが、歳入について、平成19年度繰越金の一部を補正財源として計上するものです。補正額は、1,359万6,000円の増額で、補正後の予算総額は、133億6,840万7,000円となり、当初予算に比べ0.1パーセントの増です。

以上審査の結果、第42号議案の内本委員会に付託された部分については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第46号議案、「豊後高田市税条例の一部改正について」は、地方税法等の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行うもので、主な改正内容は、個人住民税の寄付金制度の拡充、証券税制、公益法人制度改革、住宅税制及び個人住民税における公的年金からの特別徴収制度の導入等です。

本議案については、反対の討論がありました。

第47号議案、「豊後高田市税特別措置条例の一部改正について」は、農村地域工業等導入促進法の一部改正に伴い、農村地域への工業等の導入を積極的かつ計画的に促進するために、固定資産税の課税免除の適用期間を平成21年12月31日までに延期するため、所要の規定の整備を行うものです。

第48号議案、「豊後高田市監査委員条例の一部改正について」は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の施行により、監査委員が審査する事項に健全化判断比率や資金不足比率等が加えられたことに伴い、所要の規定の整備を行うものです。

第49号議案、「豊後高田市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について」は、非常勤消防団員等

に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、非常勤消防団員等が公務災害により受ける損害補償の額を決定するための補償基礎額に加算される扶養親族の加算額を引き上げるため、所要の規定の整備を行うものです。

以上審査の結果、第46号議案については、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

第47号議案から第49号議案までについては、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第3号報告、「豊後高田市税条例の一部改正について」は、地方税法等の一部改正に伴い、住宅新築軽減の期間延長等で納税者が不利益とならないようにするため、早急に規定の整備を行う必要が生じ、専決処分したものです。

以上審査の結果、第3号報告については、報告の趣旨を認め、全員異議なく承認すべきものと決しました。

以上で、総務委員会審査結果の報告を終わります。

議長（中山田健晴君） 社会文教委員長後藤龍太郎君。

社会文教委員長（後藤龍太郎君） おはようございます。社会文教委員長報告を行います。

去る6月13日、社会文教委員会を開会し、本会議から付託されました議案4件及び報告2件の審査を終了いたしましたので、その結果を報告いたします。

第42号議案、平成20年度豊後高田市一般会計補正予算（第1号）の内、本委員会に付託された部分ですが、今回は歳出予算の補正で、教育費の学校給食費の人件費等の補正を行っています。

補正額は、1,359万6,000円の増額です。

以上審査の結果、第42号議案の内本委員会に付託された部分については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第50号議案、「豊後高田市手数料徴収条例の一部改正について」は、戸籍法の一部改正に伴い、学術研究等のための情報提供について手数料の徴収を行うため、所要の規定の整備を行うものです。

第51号議案、「豊後高田市国民健康保険税条例の一部改正について」は、地方税法等の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行うもので、主な改正内容としては、国民健康保険税の基礎課税額と後期高齢者支援金等課税額について、それぞれ限度額を規定

するもの。また、75歳以上の方が後期高齢者医療制度へ移行した場合、その世帯の国民健康保険の被保険者等に対して軽減措置を規定するもの等です。

第52号議案「豊後高田市立幼稚園条例の一部改正について」は、市民税の所得割が非課税となる世帯について、授業料の免除を行うため、所要の規定の整備を行うものです。

以上審査の結果、第50号議案から第52号議案までについては、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第1号報告「平成20年度豊後高田市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について」は、平成19年度予算に歳入不足が生じることに伴う繰上充用の予算措置で、専決処分したものです。

補正額は、1,961万円で、当初予算と比べ0.6パーセントの増です。

第2号報告「平成20年度豊後高田市老人保健特別会計補正予算（第1号）について」は、平成19年度分の精算還付及び国庫支出金等の未交付により平成19年度予算に歳入不足が生じることに伴う繰上充用の予算措置で、専決処分したものです。

補正額は、5,043万2,000円で、当初予算と比べ7.9パーセントの増です。

以上審査の結果、第1号報告及び第2号報告については、報告の趣旨を認め、全員異議なく承認すべきものと決しました。

以上で、社会文教委員会審査結果の報告を終わります。

議長（中山田健晴君） 産業建設委員長安達 隆君。

産業建設委員長（安達 隆君） 皆さんおはようございます。産業建設委員長報告をいたします。

去る6月16日、産業建設委員会を開会し、本会議から付託されました議案4件の審査を終了いたしましたので、その結果を報告いたします。

第43号議案「豊後高田市地域農業基幹施設条例の制定について」は、旧くにさき西部農業協同組合から無償譲渡を受けたライスセンター及び堆肥センターを公の施設として設置し、施設の円滑な運営、維持管理について必要な事項を定めるものです。

第44号議案「公の施設の指定管理者の指定について」は、豊後高田市ライスセンターの設置の目的を効果的に達成するため、管理を行わせる指定管理者を指定するものです。

第45号議案「公の施設の指定管理者の指定につ

いて」は、豊後高田市堆肥センターの設置の目的を効果的に達成するため、管理を行わせる指定管理者を指定するものです。

第53号議案「豊後高田市営住宅条例の一部改正について」は、市営住宅の入居者や周辺住民の生活の安定と平穩を確保するため、市営住宅に暴力団員を入居させないこととするため、所要の規定の整備を行うものです。

以上審査の結果、第43号議案から第45号議案まで及び第53号議案については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、産業建設委員会審査結果の報告を終わります。

議長（中山田健晴君） 以上で委員長長の報告を終わります。

これより、ただ今の委員長長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（中山田健晴君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

22番大石忠昭君。

22番（大石忠昭君） 皆さんおはようございます。日本共産党の大石であります。

私は、第46号議案、市税条例一部改正について反対討論をいたします。

今回のこの条例改正議案は、先程委員長長の報告で示されたとおりであります。その中に2009年10月から住民税を年金から天引きする条項が含まれておりますので、反対するものであります。

ご承知のように、6月13日には、後期高齢者医療保険の2度目の年金から天引きが行われ、国民の怒りは益々深まっております。後期高齢者医療制度については、国民全体の怒りが広がり、廃止を求める声が日増しに強くなっていますが、その怒りの理由の一つが、問答無用と言わんばかりの年金からの天引きです。5,000万件もの宙に浮いた年金問題は全く解決できないまま、できておりませんけれども、まず政府は、何よりも先に正しい年金支給を行うべきであります。その義務を果たさないと、問答無用に取り立てることは何たることでしょうか。

国民健康保険税に続き、今回は住民税まで年金か

6月18日

ら天引きする、この地方税法の改正を自民党、公明党は強行してしまいました。この地方税法改正に伴い、豊後高田市も市税条例を改定しようというものですが、総務委員会の審議の中で、尾造税務課長は、特別徴収をするか、普通徴収をするかは、市民が選択をできる旨の説明をしました。私からその根拠を条例改定のどの部分に示されておられるのか問われ、まともな答弁ができず、何度か質疑討論を繰り返す中で、とうとう答弁を撤回をしました。しかしながら、尾造税務課長は、自分の発言を撤回をせざるを得なくなりながら、なんら反省の態度の表明をしませんでした。だれでも過ちを犯すことはあっても、過ちがあれば謝罪するのが世間の常識ではないでしょうか。今後の議会対応の教訓にさせていただきたいので、指摘をしておきたいと思います。

この天引きも、国会で決めたんだからどうしようもないでは済まされません。税金の取りはぐれをなくす、取り易く、易い方法で取り立てるといった、市民無視のやり方を介護保険料、後期高齢者保険料、そして、国保税、これに続いて、今回、住民税までいわゆる対象を広げることは許されず反対するものであります。議員各位のご賛同を求め討論を終わります。

議長（中山田健晴君） 以上で通告による討論は終わりました。

ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（中山田健晴君） これにて討論を終結いたします。

ただ今から採決に入ります。

おはかりいたします。

お手元に配付してあります採決表の中で、反対のありました第46号議案を除く各議案及び報告は、委員長の報告のとおり決することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（中山田健晴君） ご異議なしと認めます。

よって、採決表の中で反対のありました第46号議案を除く各議案及び報告は、委員長の報告のとおり決定をいたしました。

次に、反対のありました第46号議案について、起立により採決いたします。

おはかりいたします。

第46号議案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

議長（中山田健晴君） 起立多数であります。

よって、第46号議案は、委員長の報告のとおり決定をいたしました。

議長（中山田健晴君） 日程第2、第54号議案を議題といたします。

議長（中山田健晴君） 提案理由の説明を求めます。

市長永松博文君。

市長（永松博文君） それでは、まず、ご報告いたします。

草地踊り保存会が、3月のホノルル公演に引き続き、40周年記念行事として、8月17日に特別記念事業「おいたの伝統踊り2008 in 豊後高田」を開催することになりました。

この事業は、翌18日の高田観光盆踊り大会のやぐらを使い、大分県を代表する伝統踊りの祭典として、大分市の「鶴崎踊り」、津久見市の「扇子踊り」、姫島村の「キツネ踊り」をお招きし、草地おどりとともに共演するイベントでございます。これらの踊りが一堂に会することは大変珍しく、実現に漕ぎつけましたのも最近の草地踊り保存会の活動が顕著であり、団体間の相互連携に勤しんでいるお陰であろうと頼もしく思っています。詳しくは市報などで広報いたしますが、盛大なイベントになりますよう市民の皆さんのご参集をお願い申し上げます。

それでは、提案理由のご説明を申し上げます。

第54号議案は、教育委員会委員の任命についてございまして、本年7月1日をもって任期が満了する教育委員会委員に、河野 潔氏を再任いたしたいので、同意を求めるものでございます。

何とぞ慎重審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます。

議長（中山田健晴君） おはかりいたします。

本案については、委員会の付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（中山田健晴君） ご異議なしと認めます。

よって、第54号議案については、委員会の付託を省略することに決しました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

22番大石忠昭君。

22番（大石忠昭君） 日本共産党の大石であり

ます。私は第54号議案について市長に質疑をいたします。

3月議会に続いて、今回も教育委員に河野 潔前高田中学校長を提案してまいりましたが、前回3月議会の審議の時に縷々問題点を指摘したように、この方については、私は教育委員の適任者と思えません。今回、その後教育長に就任したということから、市民の批判はさらに広がっています。ケーブルテレビが6月から本放送が始まりまして市長とペアを組んで卓球をしている姿、あるいはインターネットでは別々に市長と教育長が試合をしている写真も掲載されておりまして、それを見れば見るほどムカつくという声すらあります。いろいろ聞いてみましたら、保護者においても、あるいは教職員においても、美和に住んでおりますから、地域の住民においても、まあ私もいろんな方と付き合いがありますけれども、これほど教育者として風評の悪い方は、ほかには稀にないんじゃないでしょうか。保護者からも、子どもからも、教職員からも、地域からも、これほど評判の悪い人物、教育委員になったら、さらに批判が高いわけでありまして、もうグループがあるようですね。相当批判してるグループがあるようですね。メールなんかも相当きます。あえて、それだけ批判の高い人物を、また教育委員に選び、また引き続き教育長やらせるといのは、これは私は不穏当だと思うんですけれども、この人物が、教育委員として最適任者という根拠を示してもらいたいと思います。

議長（中山田健晴君） 市長永松博文君。

市長（永松博文君） それでは大石議員のご質問にお答えいたします。

私は第1回定例会におきましても、河野 潔氏が、わが豊後高田の教育行政を担うのに最適な人だということでご推薦申し上げ、そういうご説明をしたわけでありまして。

豊後高田前都甲教育長と現在の河野 潔教育長が、教育のまち豊後高田をここまでやってきたのは、この2人と学校の先生方だと思っております。そういう面で、これからもこの豊後高田の教育のまちを益々良くしていくためには、最適の人であり、私は彼の人格も教育者として素晴らしい人だとそう思っております。

そういうことで、今回の場合は、前回は教育長途中、都甲教育長の途中退任でありまして、在任期間でありますので、そういうことなかで、3月また今回という、そういうような提案になったわけでご

ざいます。ひとつすばらしい教育委員であるということをご理解いただいて、皆さん方のご承認をよろしく願います。

どうもありがとうございました。

議長（中山田健晴君） ほかに質疑はありませんか。

22番大石忠昭君。

22番（大石忠昭君） 今度の議会で、本会議の初日の議案質疑でも、翌日の一般質問で、市長は一切答弁に立たなかったんですが、この問題については、市長が答弁に立ちましたのでね、改めてお尋ねをしたいと思うんです。

いま縷々説明を聞きまして、河野 潔氏が教育委員としてすばらしい方であるということが強調されたんです。根拠について、もう少し市民がわかるような説明をしてもらえませんか。

あなたの耳には、これだけ批判がある。批判の声というのは、保護者からも生徒からも、あるいは市民からも、教職員からも、全くないんでしょうか。全然批判の声は聞いたことはございませんか。私のところは相当ありますね。いままで、私も37年間議員をしましたがけれども、これだけです、批判の強い人物を見たこともなければ聞いたこともありません。全然批判の声などないんですか。そういうことも考慮してですね、大所高所に立って提案されたというのか、まだまだ豊後高田市にはすばらしい適任者はなんぼでもあります。と、私は思うんですけれども、この方が一番すばらしいというのなら、もう少し市民が理解できるような形で説明をしてもらえませんか。

議長（中山田健晴君） 市長永松博文君。

市長（永松博文君） 3月議会でもお話ししましたし、いまも話しましたように、すばらしい人だと思っておりますし、いままでの実行力、そしてまたこの豊後高田そのものがすばらしい教育のまちになったと、私は確信しております。

以上でございます。

議長（中山田健晴君） ほかに質疑はありませんか。

（22番（大石忠昭君） もう一度あります。）

議長（中山田健晴君） 22番大石忠昭君。

22番（大石忠昭君） もう一度質疑をしますが、市長は3月議会で述べたとか云々というだけで、すばらしいすばらしいということばを強調するだけであってね、もう中身についてはね、一言も市民が理

6月18日

解できるような答弁ないんですよ。

よってね、批判の声は聞いたことがないのかと、ね。先程言い漏れましたけどね、教育委員会の職員の中でも相当批判の声があるでしょう。そういうことも聞いたことはないんですか。市民にとっても、保護者にとっても、子どもたちにおいても、教職員においても、市の教育委員会の市の職員においても、おそらくこれまでの教育委員や教育長の中で、これだけ批判の高い人物ないでしょう。市長のところには、そういう批判の声は全く入らないんですか。そういう批判もあるけれども、こういう優れた面もあるからというんなら、市民は少しはね、市長の答弁を理解しますよ。あなたはそういうことは聞こえてるけれども、無視してるのかね、ワンマンな態度取ってるのか、その辺もう1回説明してもらえませんか。

議長（中山田健晴君） 市長永松博文君。

市長（永松博文君） 先程からご答弁しておりますように、適任者であるという確信をして、推薦しております。

以上でございます。

議長（中山田健晴君） ほかに質疑はありませんか。

22番（大石忠昭君） ちょっと議長、議長、ちょっと議事進行について。答弁になってないですよ。

議長（中山田健晴君） 質疑を続けます。

ほかに質疑はありませんか。

12番 鷺海政幸君。

12番（鷺海政幸君） ただ今、非常に重要な案件の教育委員の選任という再任ですか出て、河野氏の件について、22番の大石議員から、縷々その内容について、指摘というか苦情というか、出てきたわけでございます。私たち議会といたしましては、この教育委員の問題については、非常に神経をとがらせ、そしていろいろ執行部といたしましても、適任者を雇用することについては、非常に私は右往左往したのではなからうかと。

経過をみますと、私議会議員になりましてから、当初、河野教育長は学務課長だったと記憶しておりますが、そのときのいわゆる内容、発言、態度、非常に私は評価され、立派な教育課長であるとかいうふうに認識をしておったわけでございます。そういう中で、あえて今度そうして教育委員に再任とこういうことになったわけでございますが、私は大石議員に対して、理解に苦しむ。いわゆる3月議会にいろいろ論議はされたけれども、その教育委員に任

命した経過があるわけでございます。人間だれしも100パーセント立派な人材はおらない。しかし、その中で、今日、あとで出てくる委員、それからまた特に河野 潔氏の学歴、経歴等々見ますと、私は豊後高田市では最高な人材であろうとこういうふう

に評価をしておるわけでございます。前回は申しましたように、十人十色と申しましょ

うか、大石議員の見方、あるいは私の見方、あるいはA、B、Cの見方いろいろあるかと思いますが、こういう将来の子ども

の育成・指導に当たっての教育委員に任命ということにつきましては、執行部といたしましても、非常に厳しい内容を踏まえての選考をしたと、

こういうふう

に私なりに理解をしております。

議長（中山田健晴君） 議員、討論ということに受けてよろしいでしょうか。賛成討論ということで。質疑の枠を越えてますんで、あ

のう。

（12番（鷺海政幸君） 討論になるんかな。）

（22番（大石忠昭君） 本人が討論なるんかな

ち言いよるのに、議長そんなことできるの勝手に。

質問を許したんじゃないんですか。）

議長（中山田健晴君） 議長の判断で、

22番（大石忠昭君） 議事進行について。

議長（中山田健晴君） はい、どうぞ。

22番（大石忠昭君） えーとね、議会ちゅうのはルールがあるでしょう。私は先程議事進行の発言求めたけれども、質疑を続けますちゅうことでね、いまの鷺海議員に対しては質疑を許したわけですよ。議員は議長の許可を得て発言をすることができるわけですよ。質疑を許して、本人自身は

するのが議長の権限じゃないんですか。

議長(中山田健晴君) 私の判断では、最後になって要望が出ましたので、討論と判断したわけです。質疑とは認められないと言ったことなんです。

22番(大石忠昭君) 認められないなら、認められないで終わらないかん。討論は討論でまたやらないかんじゃねえですか。そらそうじゃないんですか。

議長(中山田健晴君) ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(中山田健晴君) これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

22番(大石忠昭君) ないかえ、あるんならあるしはやっちょくれ。あとからわしやるから。

議長(中山田健晴君) 討論ありませんか。

22番(大石忠昭君) ありますよ。

議長(中山田健晴君) 22番大石忠昭君。

22番(大石忠昭君) ほかにあれば、議長はかつて、議長の権限で。

議長(中山田健晴君) 私が指名したんです。先にして下さい。

22番(大石忠昭君) はい、それはしますよ。な、声を大にしてしましょう。

再び登壇いたしました日本共産党の大石であります。私は第54号議案の教育委員の任命についての議案に反対討論をいたします。

議会というのは市民から選ばれた議決機関でありまして、執行機関と対等平等の権限を持っておりますのでね、やはり、この権威を持ってね、議会ですらばり議論をしてもらいたいと思うんです。議員は質問する権利もありますし、討論する権利もあります。ところが、質問の中で、なんか私の名前も出して討論みたいな発言をする人もおりましたけど、まあ一年生議員ならね、そう恥ずかしくはないと思いませんけど、本当恥ずかしい限りであります。

(「討論しなえ、討論」と呼ぶ者あり)

22番(大石忠昭君) 討論ですよ。討論は、意見を述べられます。議長、2、3日欠席しちよった議員がいろいろ言ってるけど、注意して下さい。人の発言中にいろいろ言うな。

議長(中山田健晴君) 議案に対して討論して下さい。

22番(大石忠昭君) 討論ですから、議案に対する討論をします。

教育委員の人事案件につきましては、質疑を3回しまして市長が答弁をされましたけれども、まあ一言でいうなら、結論を述べるだけであって、市民が理解できるような中身についてはね、非常に薄っぺらな答弁だったと思うんです。で、法律の第4条には、教育委員の人事案件については、人格が高潔で、教育・学術及び文化に関し識見を有する者の中から選ぶとなっています。この河野 潔氏につきましては、3月議会に続いて、先程も述べましたように、これまでの経歴をいろいろ分析し、公正に判断をしましても、人格が高潔などとは到底判断できません。教育委員どころか、教育長についても、適任者などとは全く思いませんので、私はこの案件に反対するものであります。

ぜひ議員の皆さんのご賛同をお願い申し上げ、討論を終わります。

以上であります。

議長(中山田健晴君) ほかに討論はありませんか。

12番鴛海政幸君。

12番(鴛海政幸君) 先程、私は質問というか、討論というかやりましたところ、議長から、討論であるところというような指摘を受けました。で、私は私なりに、討論であろうが、質疑であろうが考え方を申したわけでございますが、議会としてはルールがあるということに改めて感じたわけでございます。議場において、議長のいわゆる指導の下に、再度ここに立って賛成討論をいたしたいと。

長いことは申しません。先程申しましたのが、討論ということになれば、あえて重複になりますのであえて申しませんが、私は執行部提案についてのこの人選、これについては、我々委員といたしましては、最適な人材であろうとこういうように理解しておるわけでございます。非常に過大されておるところの今後の教育関係等につきましては、非常に本人もやる気充分、こういう中で、先程も申しましたように、3月議会で承認、決定されたものを、あえてここで覆しをするような討論をするということにつきましては、私は理解ができかねるわけでございます。

どうかひとつ、今後のこの教育委員、そしてまた教育委員長になっておるわけでございますが、本人が縦横無尽に全力投球をやるようなひとつの体制づ

6月18日

くりをするためにも、皆様方のご承認をぜひお願いをいたしまして、討論を終わります。

議長（中山田健晴君） ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（中山田健晴君） これにて討論を終結いたします。

これより第54号議案を起立により採決いたします。

本案は、これに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

議長（中山田健晴君） 起立多数であります。

よって、第54号議案については、これに同意することに決しました。

議長（中山田健晴君） 日程第3、第55号議案を議題といたします。

議長（中山田健晴君） 提案理由の説明を求めます。

市長永松博文君。

市長（永松博文君） 提案理由のご説明を申し上げます。

第55号議案は、公平委員会委員の選任についてございまして、本年6月30日をもって任期が満了する公平委員会委員に、豊饒正信氏を再任いたしたいので、同意を求めるものでございます。

何とぞ慎重審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます。

議長（中山田健晴君） おはかりいたします。

本案については、委員会の付託を省略いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（中山田健晴君） ご異議なしと認めます。

よって、第55号議案については、委員会の付託を省略することに決しました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（中山田健晴君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（中山田健晴君） 討論なしと認め、討論を

終結いたします。

これより第55号議案を採決いたします。

本案は、これに同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（中山田健晴君） ご異議なしと認めます。

よって、第55号議案については、これに同意することに決しました。

議長（中山田健晴君） 日程第4、第56号議案を議題といたします。

議長（中山田健晴君） 提案理由の説明を求めます。

市長永松博文君。

市長（永松博文君） 提案理由のご説明を申し上げます。

第56号議案は、固定資産評価審査委員会委員の選任についてございまして、本年6月30日をもって任期が満了する固定資産評価審査委員会委員に、青山良安氏、水江功治氏、溝部四郎氏を再任いたしたいので、同意を求めるものでございます。

何とぞ慎重審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます。

議長（中山田健晴君） おはかりいたします。

本案については、委員会の付託を省略いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（中山田健晴君） ご異議なしと認めます。

よって、第56号議案については、委員会の付託を省略することに決しました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（中山田健晴君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（中山田健晴君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

第56号議案を採決いたします。

本案中、青山良安氏を固定資産評価審査委員会委員の選任に同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（中山田健晴君） ご異議なしと認めます。



よって、青山良安氏を固定資産評価審査委員会委員の選任に同意することに決しました。

次に、本案中、水江功治氏を固定資産評価審査委員会委員の選任に同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(中山田健晴君) ご異議なしと認めます。

よって、水江功治氏を固定資産評価審査委員会委員の選任に同意することに決しました。

次に、本案中、溝部四郎氏を固定資産評価審査委員会委員の選任に同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(中山田健晴君) ご異議なしと認めます。

よって、溝部四郎氏を固定資産評価審査委員会委員の選任に同意することに決しました。

議長(中山田健晴君) 日程第5、第57号議案を議題といたします。

議長(中山田健晴君) 提案理由の説明を求めます。

市長永松博文君。

市長(永松博文君) 提案理由のご説明を申し上げます。

第57号議案は、人権擁護委員の推薦についてでございます。本年9月30日をもって任期が満了する人権擁護委員に、量山由紀子氏、内田芳洋氏を推薦することについて、意見を求めるものでございます。

何とぞ慎重審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます。

議長(中山田健晴君) おはかりいたします。

本案については、委員会の付託を省略いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(中山田健晴君) ご異議なしと認めます。

よって、第57号議案については、委員会の付託を省略することに決しました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(中山田健晴君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(中山田健晴君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

第57号議案を被推薦人ごとに採決いたします。

本案中、量山由紀子さんを人権擁護委員の推薦に同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(中山田健晴君) ご異議なしと認めます。

よって、量山由紀子さんを人権擁護委員の推薦に同意することに決しました。

本案中、内田芳洋氏を人権擁護委員の推薦に同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(中山田健晴君) ご異議なしと認めます。

よって、内田芳洋氏を人権擁護委員の推薦に同意することに決しました。

議長(中山田健晴君) 日程第6、第58号議案を議題といたします。

議長(中山田健晴君) 提案理由の説明を求めます。

市長永松博文君。

市長(永松博文君) 提案理由のご説明を申し上げます。

第58号議案は、固定資産評価員の選任についてでございます。固定資産評価員に、尾造正直氏を選任いたしたいので、同意を求めるものでございます。

何とぞ慎重審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます。

議長(中山田健晴君) おはかりいたします。

本案については、委員会の付託を省略いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(中山田健晴君) ご異議なしと認めます。

よって、第58号議案については、委員会の付託を省略することに決しました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(中山田健晴君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

6月18日

議長（中山田健晴君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより第58号議案を採決いたします。

本案は、これに同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（中山田健晴君） ご異議なしと認めます。

よって、第58号議案については、これに同意することに決しました。

議長（中山田健晴君） 以上で、本定例会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

これをもちまして、平成20年第2回豊後高田市議会定例会を閉会いたします。

午前10時50分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

豊後高田市議会議長 中山田 健 晴

豊後高田市議会議員 北 崎 安 行

” 川 原 直 記